

4 (公社)全宅連発政策第 29 号
令和 4 年 11 月 1 日

都道府県宅建協会 会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
政策推進委員長 泉 藤博
(公 印 省 略)

各種周知方協力依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

今般、国土交通省より、下記のとおり周知のご案内がございましたので関連資料を送付いたします。

貴協会におかれましては、傘下会員方々に対しご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

①戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについての周知について

(令和 4 年 10 月 20 日付 事務連絡 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長) ※別添 1

今般、住民基本台帳法第 17 条が改正され、令和 4 年 1 月 11 日以降、戸籍の附票の記載事項として、従前の「戸籍の表示」、「氏名」、「住所」及び「住所を定めた年月日」に加え、新たに「出生の年月日」及び「男女の別」が追加されたことにより、「戸籍の附票の写し」が犯収法施行規則第 7 条第 1 号ホに該当するようになりましたので、ご連絡いたします。

②「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定について (通知)

(令和 4 年 10 月 31 日付 国不動指第 59 号 国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長) ※別添 2

昨年 8 月に公表された対日審査結果を踏まえ、不動産業における更なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を進めるため、今般、「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が策定されましたので、ご案内いたします。

③改正所有者不明土地法の施行について ※別添3

本年5月に公布された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律が、令和4年11月1日に施行されました。

施行に併せて、基本方針の改正や、制度運用の参考となるガイドライン等の作成・改訂が行われた旨の通知がありましたので、ご案内いたします。

詳細につきましては、下記URL国土交通省サイトをご参照ください。

【国土交通省サイト】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

以 上